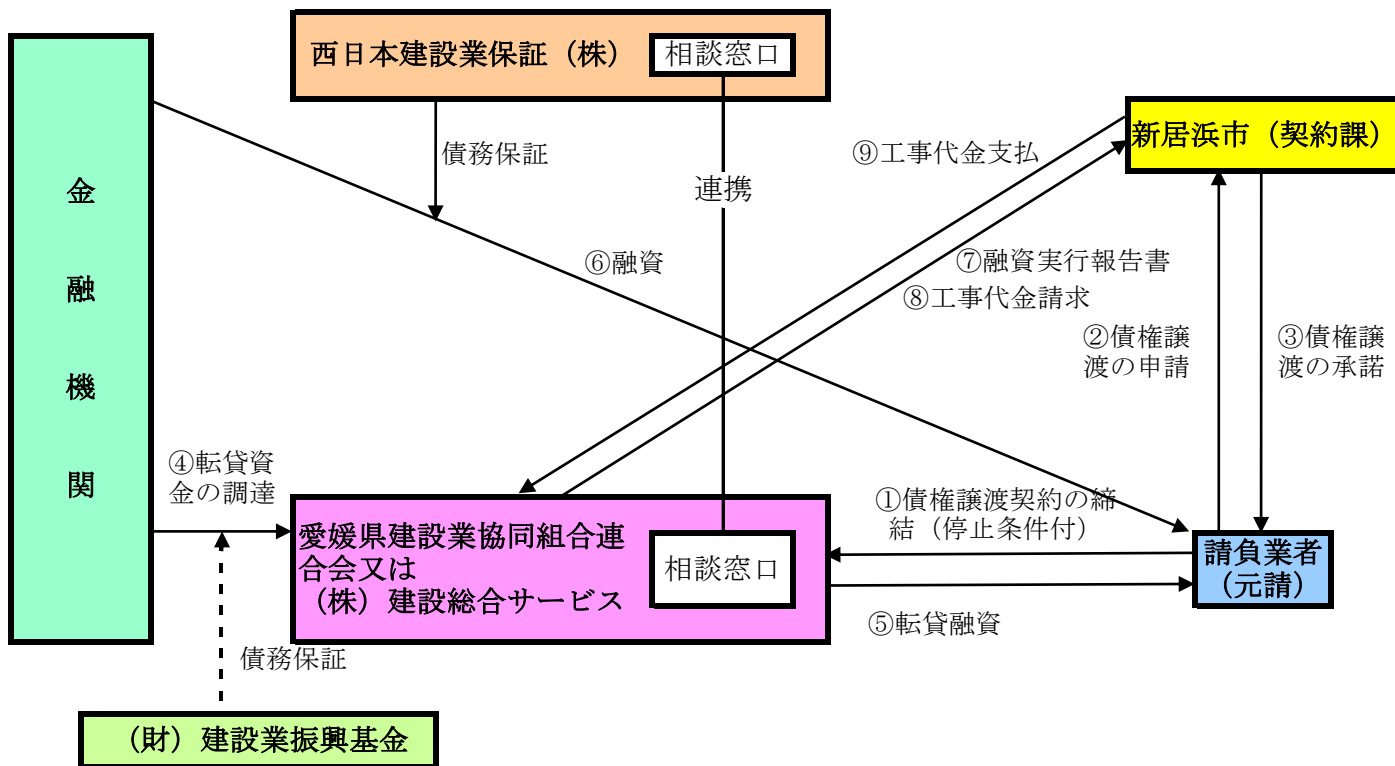


工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (地域建設業経営強化融資制度) について

建設業振興基金と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含めて融資可能な制度です



< 手続 >

- ① 事業の利用を希望する元請負業者は、愛媛県建設業協同組合連合会（以下「県連合会」という。）、(株)建設総合サービス又は西日本建設業保証(株)のいずれかに相談し、県連合会又は(株)建設総合サービスとの間で、新居浜市の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結する。
- ② 元請負業者と県連合会又は(株)建設総合サービスの連名で、新居浜市に債権譲渡承諾を申請する。
- ③ 新居浜市は、債権譲渡の承諾（又は不承諾）を決定し、通知をする。
- ④⑤ 債権譲渡が承諾されると、県連合会又は(株)建設総合サービスは、(財)建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関から借入れ、出来高の範囲内で融資を行う。
- ⑥ 出来高を超える部分については、西日本建設業保証(株)の債務保証を受け、金融機関から直接融資を受ける。
- ⑦ 元請負業者と県連合会又は(株)建設総合サービスの連名で、融資実行報告書を提出する。
- ⑧ 工事の完成検査後、新居浜市は、県連合会又は(株)建設総合サービスに工事代金を支払う。

< 注意 >

債権譲渡の承諾決定を受けた後は、元請負業者は、新居浜市に対して中間前払金及び部分払金等の請求を行うことができません。

債権譲渡により融資を受けることができる金額、利率等については、県連合会等に問い合わせてください。

